

救急における観察用ベッドでの 入院の取扱いについて

救急外来において、入院適応の患者の入院基本料を算定するためには、施設基準として「**病棟（又はその一部）**」であることが必要。

病棟設備の要件を満たすほか、**1単位の看護体制を組む**必要がある。



様子観察のためのベッドを設置する場合であっても、**独立した看護体制を組む**必要がある。

施設基準抜粋(病棟設備)

■看護単位

病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における
看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う

■スタッフ・ステーション

病棟ごとにスタッフ・ステーションを設置する。

■病室

- (1) 広さが適正である。
- (2) 付帯設備(照明・床頭台・椅子・ナースコール・収納設備・冷暖房装置)が適正である。
- (3) プライバシーが確保されている。(患者ごとのカーテン)
- (4) 患者ごとに配慮されたベッドが選択可能である。
- (5) 清潔で快適な環境が保持されている。
- (6) 病室入り口にベッド数(○人室)を明示する。

引用: 関東信越厚生局東京事務所「入院基本料における看護の基準等」
(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/about/documents/tokyo/part1-3.pdf>)

建築基準法(規定)

“病室”として必要となる基準について(抜粋)

[令第19条: 学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光]

病院又は診療所の病室 → 採光1/7以上

施設基準抜粋(看護体制)

■看護要員

夜勤時間帯においては、各病棟ごとに次の要件を満たしていること。

ア. 看護要員は、常時2人以上であること。

イ. 一般病棟、結核病棟及び精神病棟においては、看護職員を2人以上配置していること。